

エコセンター恵那の 運営形態について

令和4年8月9日
水道環境部 環境課

1. はじめに（会議のねらい）

○エコセンター恵那の役割

ごみ収集、運搬、処理といったライフラインに関わる分野を担っている

○現在の運営形態

直営（市職員により運営）

○運営上の課題

業務量に対して適正な職員数を確保できない状況になりつつある

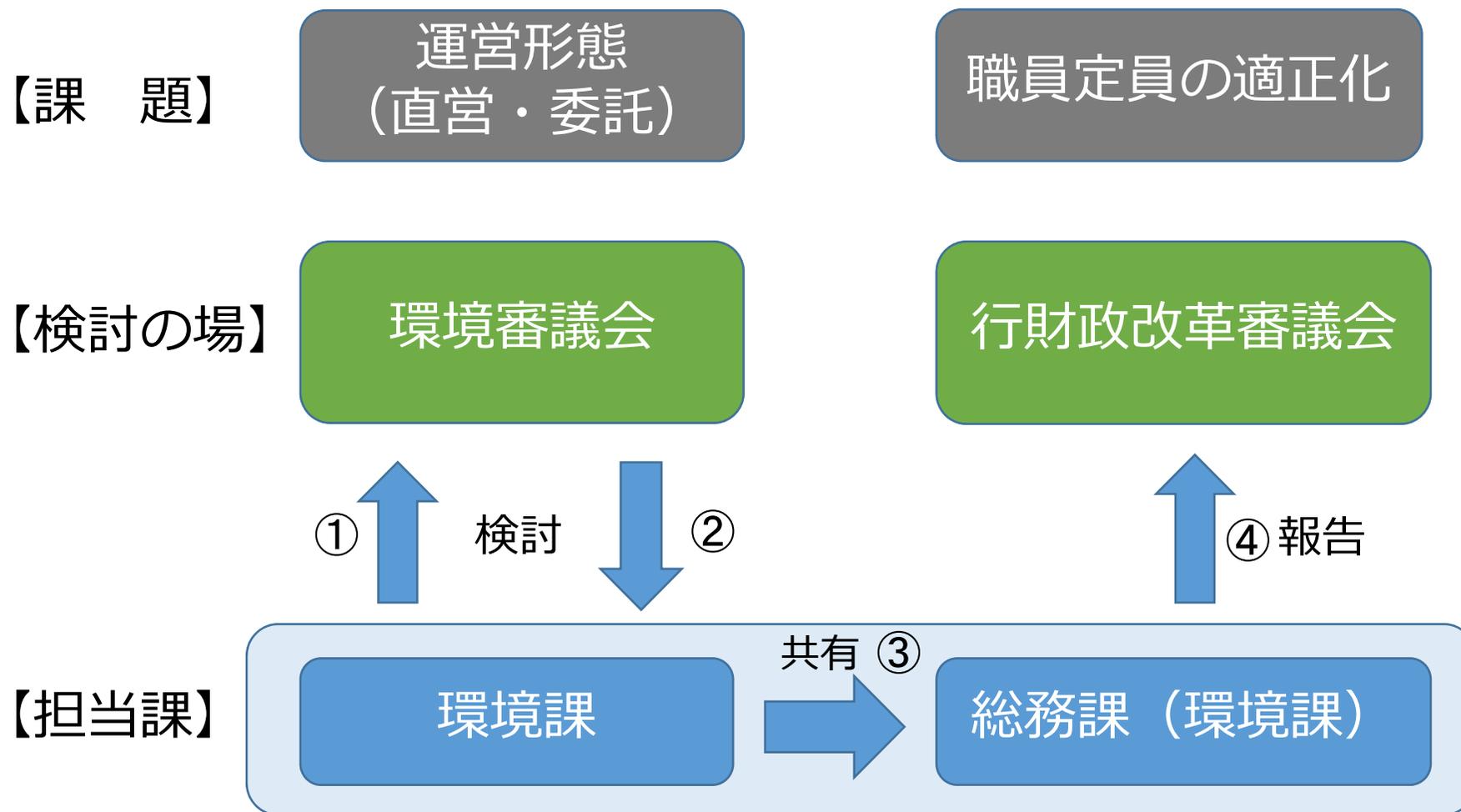
○今後の運営形態（案）

業務停止等のリスク回避や広域化へのスムーズな移行を重視し、ライフラインを担うエコセンター恵那の業務は直営とする

○検討事項

運営形態を直営とすることの是非について

2. 課題検討の関係図



3. 運営形態の検討

環境行政に関しては、条例で定める審議会が2つあるが、

(1) 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量、処理に関する基本的事項を審議

(2) 環境審議会

環境保全を中心に環境行政の重要事項を審議



エコセンター恵那の運営形態は、環境審議会において検討する

4. 運営形態と職員定数

○第4次恵那市定員適正化計画（R3-7）

職員数の年度別目標を設定している

全体職員数：【R3】649人 ⇒ 【R7】639人（▲10人）

○第4次恵那市行財政改革行動計画（R3-7）

定員適正化計画を受けて、職員定数の適正化を改革項目として設定している（目標値は上記と同じ）



○エコセンター恵那の運営形態の検討

運営形態の検討結果は、職員定数に関わることから行財政改革審議会において報告する

5. 運営上の課題

○職員不足

- エコセンター恵那の運営には、技能労務職員が最低30人必要
- 職員補充がなければ、退職により職員数が減っていく
- このままでは業務量に対して適正な職員数を確保できなくなる

| 年度 | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 |
|----------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 正規職員 | 60歳以下 | 21 | 19 | 18 | 17 | 17 | 16 | 14 | 13 | 13 | 13 | 12 | 8 |
| | 定年延長 | - | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 6 |
| | 再任用 | 4 | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 会計年度任用職員 | | 6 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 全職員数 | | 31 | 25 | 25 | 22 | 22 | 21 | 19 | 18 | 17 | 17 | 16 | 14 |

○高齡化

- 平均年齢51歳 (R3)
- 体力低下による作業の負担感の増加
- 注意力の低下等による事故の危険性の高まり (公務災害、公用車事故)
- 経験を通じた知識・ノウハウの継承が難しくなる

6. 職員不足・高齢化の背景

○恵那市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針 (H21.7)

民間委託が困難である特殊な職等を除き、退職不補充とする

○第3次恵那市定員適正化計画（H28-R2）

技能労務職員は退職不補充の方針のもと、民間委託を進める



【この間】

- ・エコセンター恵那で不足する技能労務職員は、他部署からの配置転換、再任用職員や会計年度任用職員の登用により補充してきた
- ・技能労務職員を新たに採用しなかった
- ・退職不補充で進めてきたが、エコセンター恵那に配置できる職員がいなくなった

7. エコセンター恵那の位置づけ

○公共施設等総合管理計画（H29.3策定、R4.3改訂、40年計画）

エコセンター恵那を含む環境衛生施設は、現状のサービスの提供方法を継続し、将来は広域的な連携及び公民連携も検討する

○公共施設個別施設計画（R3-12）

再配置方針は存続

○第4次恵那市定員適正化計画（R3-7）

第3次計画で明記していた退職不補充を包括的にとらえ、民間にできることは民間へというアウトソーシングの活用に表現が変更となった



エコセンター恵那は、現状のサービスの提供方法を継続するが、将来を見据えた運営形態の検討が必要

8. 運営形態の検討経緯

○エコセンター恵那在り方検討会（R3.4.26）

- 検討会は、エコセンター恵那の業務に理解の深い廃棄物減量等推進審議会（会長、副会長）と環境対策協議会（会長、副会長2名）の委員5名で構成
- 運営形態（直営、委託）について課題を整理・検討し、広域化するまでは現状の直営を続けていきながら、広域化後の地元許可業者の成長や将来も見据え、採用計画を修正・検討していくことが必要と方向づけをした



環境審議会においては、この結論（方向性）をベースに、運営形態について広く意見を伺う

9. 検討内容の概要

○収集業務

| | 直営 | 委託 |
|-------|---|--|
| メリット | <ul style="list-style-type: none">・長年の経験により各車両連携しながら効率的な収集ができ、市民に対しても<u>適切な指導、助言</u>ができる・<u>災害時には臨機応変な対応</u>ができる | <ul style="list-style-type: none">・職員の人事管理がなくなり、<u>事務軽減が図れ、組織体制のスリム化</u>ができる |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none">・民間のような創意工夫やノウハウの発揮が困難である | <ul style="list-style-type: none">・委託できる事業者が限られ、委託業者の言い値になりやすく、<u>コストが上昇</u>する・画一的なサービスになり、分別、減量化等新たな取組に対して、柔軟な対応は難しい・東京23区では委託化が進み、R3に東京都台東区の清掃事務所で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、<u>不燃ごみの収集ができなくなった事案</u>がある・<u>ストライキの可能性</u>がある（H27：京都市山科区） |
| 費用 | 82,899千円 | 88,406千円（5,507千円高い） |

○処理業務

| | 直営 | 委託 |
|-------|---|---|
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・蓄積された経験値により計画的な運転維持管理ができ、自前で機器点検・整備を行うことで、安定稼働と経費節減につながる ・災害時や炉の故障時等の搬入変更や稼働計画の変更等が一体的かつ速やかに対応ができる ・SDGs等の環境関連事業への取組調整が速やかに可能となる | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の人事管理がなくなり、事務軽減が図れ、組織体制のスリム化ができる <p>【一部委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な部分は直営で行う場合、技術力の低下を防ぎ、民間主導とならない ・直営職員の人員削減を図れる |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術の導入や改善が困難である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市側に技術水準の維持ができず、委託業務の確認等が困難となる。 ・民間主導となり、経費が上昇する（中長期的に） ・ストライキの可能性がある（H23：多摩川衛生組合） |
| 費用 | 206,903千円 | <p>【包括委託】</p> 226,872千円（19,969千円高い） |

10. 地方公共団体のごみ収集状況

○形態別ごみ収集量に対する割合の推移（全国）

（単位：％）

| | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 地方公 共団体 | 直営 | 25.9 | 25.2 | 24.1 | 23.0 | 22.4 | 21.6 | 21.0 | 20.5 | 20.1 | 20.4 |
| | 委託 | 47.5 | 47.7 | 48.5 | 49.3 | 49.7 | 50.2 | 50.5 | 50.8 | 51.4 | 54.0 |
| 許可業者収集 | | 26.6 | 27.1 | 27.4 | 27.7 | 27.9 | 28.3 | 28.6 | 28.7 | 28.6 | 25.7 |

※「直営」：市町村又は事務組合、「委託」：委託業者
（出典）日本の廃棄物処理（令和2年度版、環境省）



ごみ収集量ベースで見ると、直営が約20%、委託が約54%、許可業者が約26%を占めている

11. 岐阜県内市町村のごみ収集状況

○可燃ごみ

| | 直営 | 委託 | 許可 | 収集なし | 市町村数 | 市町村名 |
|----------|----|----|----|------|------|-------------------------------|
| 直営 | ● | | | | 9 | 多治見、中津川、美濃、恵那、土岐、垂井、安八、白川、東白川 |
| 直営+委託 | ● | ● | | | 2 | 岐阜、大垣 |
| 直営+委託+許可 | ● | ● | ● | | 1 | 関 |
| 委託 | | ● | | | 28 | 多数 |
| 委託+許可 | | ● | ● | | 2 | 美濃加茂、八百津 |
| 許可 | | | ● | | 0 | |
| 収集なし | | | | ● | 0 | |
| 計 | 12 | 33 | 3 | 0 | 42 | |

(出典) ごみ収集運搬の状況【生活系ごみ】(環境省、令和2年度実績)



可燃ごみの収集は、直営が約25%、委託が約70%、許可業者が約5%を占めている

〇不燃ごみ

| | 直営 | 委託 | 許可 | 収集なし | 市町村数 | 市町村名 |
|----------|----------|-----------|----------|----------|------|-----------------------------|
| 直営 | ● | | | | 6 | 中津川、美濃、瑞浪、 恵那 、土岐、安八 |
| 直営+委託 | ● | ● | | | 1 | 大垣 |
| 直営+委託+許可 | ● | ● | ● | | 1 | 関 |
| 委託 | | ● | | | 31 | 多数 |
| 委託+許可 | | ● | ● | | 0 | |
| 許可 | | | ● | | 0 | |
| 収集なし | | | | ● | 3 | 岐阜、多治見、本巣 |
| 計 | 8 | 33 | 1 | 3 | 42 | |

(出典) ごみ収集運搬の状況【生活系ごみ】(環境省、令和2年度実績)



不燃ごみの収集は、直営が約18%、委託が約73%、許可業者が約2%、収集しないが約7%を占めている

12. 一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（10.8通知）

- 一般廃棄物の処理については、統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要
- 処理責任の性格については、市町村自ら行う場合、委託する場合、許可業者が行う場合でも、市町村が統括的な責任を有する
- 市町村が統括的な責任を有することを一般廃棄物処理計画に位置付け、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要
- 市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、H26.1.28の最高裁判決において、既存の許可業者は新規参入業者の取消訴訟における原告適格を有すると判断された

13. 最高裁判決（H26.1.28）

○一般廃棄物処理業許可取消等事件（福井県小浜市）

【訴え】

- 市長が新規参入業者Aに一般廃棄物処理業の許可をしたことを不服とした既存業者Xが、その許可処分の取消しと損害賠償請求を求めた事案



【判決】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、既存の許可業者の個別的利益を保護する趣旨を含むと解した
- 既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されている場合、既存の許可業者のみに引き続き処理させるのが相当で、新規参入業者を不許可とすることができると解した

【一般廃棄物処理業】

- 市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業
- 市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい（平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号：環境省通知）

【委託】

- 法令では、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切なものに対して委託すること等の受託者としての要件を委託基準として定めている
 - 委託基準の中には、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることも定められている
- 
- 委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である

【許可】

- 市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与えるのは、市町村による一般廃棄物の処理が困難（処理能力の限界など）である場合に限られる
- 許可の判断においては、許可業者のらん立により、その経営が悪化し、事業の適正な運営が害され、住民に影響が及ばないよう考慮すること
- つまり、市町村長の判断を通じて、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられているものといえる



- 廃棄物処理法においては、一般廃棄物処理業はもっぱら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる

14. 収集業務の補足

○委託料

- 中津川市 【H27】 111,000千円 ⇒ 【R1】 139,000千円 (28,000千円増)
(恵北地区)
- 瑞浪市 【H22】 17,000千円 ⇒ 【R1】 47,000千円 (30,000千円増)

○市内の許可業者

- 一般廃棄物の収集運搬許可業者は市内に 5 社
- 許可業者は、事業所（オフィスや飲食店等）から排出される一般廃棄物と一般家庭から出る粗大ごみを収集運搬する
- 許可業者はエリアごとに許可されている
- 各社の保有車両は数台（多くない）

15. ごみ処理施設の広域化

○概要

- ・中津川市、恵那市それぞれのごみ処理施設は、稼働期限がともに令和14年度末までとなっている
- ・新たなごみ処理施設の建設には多額の費用を要することから、中津川・恵那広域行政推進協議会と両市で協議を始めた
- ・令和4年3月、「中津川市・恵那市ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結した
- ・今後、一部事務組合の設立などに向けた準備を進める

○広域化と運営形態

- ・新たなごみ処理施設の稼働を前提とすると、現時点で中津川市と異なる運営形態を選択することは、今後の業務のすり合わせに支障が出る可能性がある
- ・中津川市は、直営（一部委託あり）

16. 恵那市（行政）の責務

○環境行政を担う者の責務

- 事業の継続性の確保し、市民の日常を守り続けていくこと（持続可能性の高い社会システムの維持・向上）
- 想定外の事案に対する備えが必要

○業務停止の影響

- 事故、ストライキなどによる廃棄物処理業務の停止は、市民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことになる
- 約30年前にストライキにより業務停止した事案があり、業者に任せっぱなしはリスクがある

○災害対応（例：関市）

- 直営を基本としている。一部委託はあり得るが、全委託は業務停止のリスクがあるため考えていない
- 委託の場合、災害を含む通常業務以外の業務に対して、迅速に対応できない
- H30.7の豪雨災害時、職員に土地勘があったため、迅速かつ効率的な作業が可能となった
- 技能労務職員は退職不補充とし、民間委託を推進する方針であったが、H30から採用を再開している

○職員採用（県内他市）

- 岐阜市、多治見市も技能労務職員の退職不補充から新規職員採用に方針変更している
- 大垣市は継続して技能労務職員を採用している

17. 今後の運営形態（案）

○今後の運営形態（案）

エコセンター恵那の運営形態は、直営とする

○理由（重視すること）

- ・ 業務停止等のリスク回避
- ・ 経費上昇のリスク回避
- ・ 広域化へのスムーズな移行

18. 意見を伺いたい部分

○検討事項

- ・ 運営形態を直営とすることの是非について

○意見出しの視点

- ・ 市民・事業者として期待すること、重視することは何か（優先順位）
- ・ その場合、運営形態（直営、委託）はどうあるべきか

○具体的な視点

- ・ 事務効率
- ・ 経費削減
- ・ サービスの向上（収集回数を増やす、利用時間の拡大など）
- ・ 広域化の促進
- ・ 業務停止の回避 など